

# お知らせ版

## 障害認定調査員を募集します

### ▼採用人員・資格要件等

- ・身分：非常勤特別職
- ・採用人員：1名
- ・資格要件：昭和25年4月2日から昭和58年4月1日まで

までに生まれた人で、看護師・保健師・介護支援専門員のいずれかの資格を取得している人

### ▼職務内容

- (1)調査対象者のサービス受給状況、家族状況及び居住環境等に係る調査
- (2)障害程度区分判定に必要な障害者及び障害児の心身の状況に係る調査
- (3)その他障害程度区分判定及び支給要否決定を行うために必要な事項

### ▼報酬・勤務条件等

- ・報酬／日額：12、500円／日（翌月支給）
- ・採用条件：平成18年4月1日～平成20年3月31日
- ・勤務日・勤務時間：月曜日から金曜日までの間で2日間 午前8時30分～午後5時15分

### ▼申込期間・場所等

- (1)申込期間：平成18年2月1日（水）～平成18年2月24日（金） 午前8時30分～午後5時（ただし、土曜日・日曜日は除く）
- (2)申込場所：役場1階健康福祉課社会福祉係

▼その他詳細については広報2月号でお知らせします。  
▼問い合わせ先

健康福祉課 社会福祉係  
☎9128

## 保育士さん募集

保健センターでの事業にご協力いただける保育士を募集します。

▼回数・時間：月2、3回程度 午前9時30分～正午、又は午後1時～4時

▼内容：幼児健診（1、6歳児健診、3歳児健診）、ベビーサークル、親子教室等での遊びの指導

▼場所：保健センター

▼募集人員：2名

▼その他：3月から勤務できる人。面談にて決定。

▼問い合わせ先

健康福祉課 保健衛生係  
☎9132

## 町臨時保育士の募集

希望される人は登録制になっていきますので、左記に申込みください。

▼資格条件：保育士の資格を有する人

▼勤務場所：町内の公立保育所

▼申込み・問い合わせ先

健康福祉課 児童福祉係  
☎9130

## 明治小学校学童クラブ非常勤指導員募集

▼募集人員：1人

▼資格：子ども好きな人

▼時間：午後2時～6時

▼申込み・問い合わせ先

明治小学校学童クラブ  
☎2889

（午後2時～6時）

## 社会福祉協議会嘱託職員募集

▼採用予定職種：人員及び受験資格

・保健師 1名

・昭和40年4月2日以降に生れた人

・通勤可能で普通自動車免許を有する人

▼試験日時及び場所

・試験日 2月5日（日）

・場所 老人福祉センター

▼試験内容：作文及び面接試験

※作文は申込み時に提出いただきます。

▼申込み方法：社会福祉協議会に用意してある用紙に必要書類を添付して提出する。

## 軽油引取税農業用免税証の交付申請

平成18年分農業用免税証の交付申請を、次のとおり

- ▼採用予定：4月1日
- ▼処遇：契約職員就業規則による。
- ▼問い合わせ先

上三川町社会福祉協議会  
☎3166

住宅借入金等特別控除申告説明会

平成17年中に住宅ローンを利用して住宅を新築・購入・増改築をした人は、一定の要件にあてはまれば、住宅借入金等特別控除を受けることができ、所得税が軽減されます。

この特別控除を受けるには、最初の年に確定申告をする必要があります。

給与所得者を対象に、下記により申告説明会を開催しますので、住宅借入金等特別控除を受ける人は出席してください。

▼日時=2月10日(金)

午前10時~正午

明治・本郷地区

午後2時~4時 上三川地区

※出席される人は、

必ず開始時間10分前までに受付を済ませてください。

▼場所=役場3階大会議室

◎説明会においては、申告書の作成まで説明・指導しますので、その場で申告を済ませることができます。

◎当日来られない人で、還付申告書の作成などで相談を希望される人は、宇都宮税務署特設会場(マロニエプラザ2月1日(水)~3月15日(水))をご利用ください。

◎当日以外で申告書を提出する人は、できるだけ自分で作成し、郵送などで提出されるようご協力ください。

▼問い合わせ先=宇都宮税務署 ☎028(621)2151  
税務課 住民税係 ☎569122

①	住民票(平成18年発行のもの)
②	工事請負契約書又は売買契約書の写し(提出書類のため、コピーを持参してください。)
③	建物の登記事項証明書(登記簿謄本)
④	敷地等の登記事項証明書(登記簿謄本)、敷地等の売買契約書の写し(住宅敷地等の取得にかかる借入金が含まれている場合)
⑤	住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書(平成17年12月31日現在残高)
⑥	増改築などの場合は、①~⑤のほか建築確認通知書の写し、又は増改築等工事証明書
⑦	平成17年分の給与の源泉徴収票
⑧	印かん及び申告者名義の預貯金口座
⑨	ボールペン、卓上計算機

受付します。

▼期日

上三川地区 1月12日(木)

本郷・明治地区 13日(金)

▼時間 午前10時~正午・午後1時~4時

▼場所 役場3階大会議室

▼持参するもの

●継続申請者 免税軽油使用者証、印かん、免税軽油の引取り等に係る報告書

(軽油購入の納品書等を添付のこと)、耕作証明書(耕作面積及び作付内容に変更がある場合のみ)、使用機械の名称、形式及び馬力がわかるもの(機械に変更がある場合のみ)

●更新申請者(平成18年中に免税軽油使用者証の有効期間が切れる人) 旧免税軽油使用者証、印かん、免税軽油の引取り等に係る報告書(軽油購入の納品書等を添付のこと)、農業委員会の発行する耕作証明書、使用機械の名称、形式及び馬力がわかるもの(機械に変更がある場合のみ)、栃木県収入証紙代420円

●新規申請者 印かん、農業委員会の発行する耕作証明書、使用機械の名称、形式及び馬力がわかるもの(機械に変更がある場合のみ)、栃木県収入証紙代420円

平成18年1月1日現在、町内に償却資産を所有している人は、1月31日(火)までに申告してください。

▼申告の対象となる資産

- ・構築物(門、塀、看板、駐車場の舗装面等)
- ・機械、装置及びこれに付帯する設備
- ・船舶(ボート、釣船等)
- ・車両(フォークリフト等)

ただし、自動車税、軽自動車税対象車両は除く

- ・工具、器具、備品(机、椅子、計算機、陳列ケース等)

\*申告用紙は税務課にあります。なお、平成17年に申告のあった人には12月中旬に申告書を送付しておりますが、届いていない場合にはご連絡ください。

▼問い合わせ先=宇都宮税務署 ☎028(621)2151  
税務課 住民税係 ☎569122

▼問い合わせ先 税務課 資産税係 ☎569123

1月31日(火)まで  
償却資産の申告は

固定資産税は、土地や家屋のほか償却資産(事業用)の所有者に対しても課税されます。

**お酒の消費者窓口  
を設置**

関東信越国税局では、平成17年10月から課税第二部酒税課内に「お酒の消費者窓口」を設置しました。これは、多数の消費者の皆さんから、お酒に関する意見、要望、質問などをいただき、総合的な視点から酒類産業行政を実施していくためのものです。

受付方法は、電話、郵便、ファックス、インターネットによります。なお、氏名、年齢、性別、職業、住所、電話番号もできる限りお知らせください。

※詳しくは、関東信越国税局ホームページや税務署の窓口で配布しているリーフレットをご覧ください。

▼問い合わせ先Ⅱ  
〒330-09719

埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1

関東信越国税局 課税第二部 酒税課内「お酒の消費者窓口」

☎048(601)3363  
(直通)

FX048(601)3364  
関東信越国税局のホームページ  
(<http://www.kantoshinet.suntago.jp>)

**地方税の電子申告  
が始まります**

1月16日(月)から法人県民税及び法人事業税について、電子申告システムが導入されます。

このシステムにより、都道府県及び政令指定都市で構成する地方税電子化協議会の共同開発による地方税ポータルシステム(eLTA X・エルタックス)を利用して、インターネットを通じて申告手続きをすることができます。

詳しくは、地方税電子化協議会のホームページ(<http://www.electax.jp/>)をご覧ください。

▼問い合わせ先Ⅱ

宇都宮県税事務所

課税課 事業税諸税担当

☎028(626)3021

**「あつそつだ! 今年  
の最賃いくらかかな?」**

栃木県最低賃金は、1時間652円です。(平成17年10月1日発行)

また、栃木県産業別最低賃金が改正されます。

平成17年12月31日より、塗料製造業が803円、一般機械器具製造業が750円、電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業が751円、精密機械器具、医療用計測器製造業が750円、各種商品小売業が729円となります。

詳しくは、栃木労働局労働基準部貸金室、又は最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

▼問い合わせ先Ⅱ

栃木労働局

労働基準部貸金室

☎028(634)9109

**緊急命令!!  
松下電器産業製  
「石油暖房機」**

経済産業省は、松下電器産業(株)が、昭和60(198

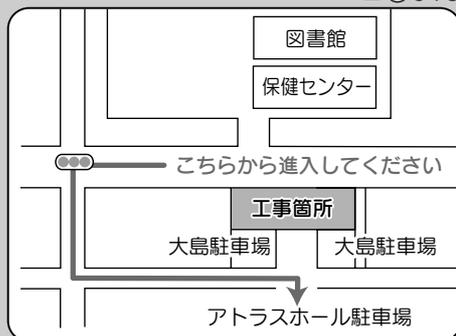
**● 駐車場変更のお知らせ ●**

検診や予防接種等で保健センター・図書館の駐車場として利用している、大島駐車場が一部工事(予定)のため使用できなくなります。

利用される際には、大島駐車場の南側、アトラスホールの駐車場をご利用ください。

皆様のご協力をお願いいたします。

▼問い合わせ先=健康福祉課 保健衛生係  
☎9132



▼問い合わせ先Ⅱ松下電器産業(株)  
0120(872)773  
(24時間受付)

<https://sec.panasonic.co.jp>

**上三川リーダーズ  
クラブ交流会開催**

▼目的Ⅱ町内でボランティア活動をしている高校生・中学生が一同に集い、各活動を理解し、資質の向上をはかり、各ボランティアグループを発展させる。

▼主催Ⅱ上三川リーダーズクラブ

▼後援Ⅱ町子ども会連合会  
▼日時Ⅱ1月29日(日)

午前9時～午後2時

▼日程

受付：午前9時30分～午前10時

開会式・活動紹介：午前10時～11時

レクリエーション：午前11時～午後12時30分

昼食：午後12時30分～午後1時15分

片付け・休憩：午後1時15分～1時30分

閉会式：午後1時30分～2時

▼場所 中央公民館 中会議室

▼参加資格 現在、上三川町内でボランティア活動をしている中・高校生、ボランティア活動に興味のある中・高校生、が対象です。

▼申込締切り 1月20日(金)

▼その他 活動紹介の資料を持参してください。昼食を用意いたします。

▼問い合わせ先 上三川リリーダースクラブ会長 菱沼

☎3650

食育セミナーの案内

近年、運動量の減少、野菜摂取の不足、塩分・脂肪のと

り過ぎ、外食・中食の増加等により肥満や生活習慣病が増大しています。

そのような中、平成17年7月に、「何を」「どれだけ」食べたらよいかが目でわかる「食事バランスガイド」が作成されました。

今回、「食事バランスガイド」に基づいた食事のとり方と運動による健康づくりのセミナーを開催しますので、皆さんのご参加をお待ちしています。

▼テーマ 「食事バランスガイド」と運動による健康づくり

▼日時 1月22日(日) 午後1時30分～4時

▼会場 宇都宮市駒生町333「講堂」

▼定員 300名(参加費無料、定員になり次第締切)

▼主催 農林水産省関東農政局 栃木農政事務所・栃木県

▼後援 宇都宮市・(社)栃木県栄養士会・栃木県食生活改善推進団体連絡協議会

●プログラム 1 「食事バランスガイド」を上手に使う

「食事バランスガイド」を上手に使う

「食事バランスガイド」を上手に使う

「食事バランスガイド」を上手に使う

「食事バランスガイド」を上手に使う

「食事バランスガイド」を上手に使う

だけ食べたらいいの?」

【講師】 小山市保健福祉部健康課

管理栄養士 飯田 悦子氏

●プログラム 2

今すぐ始められる健康づくりと運動 肥満予防と改善は心がけ次第

【講師】 とちぎ健康づくりセンター 健康運動指導士 鶴見 拓俊氏 (とちぎテレビ「爽快!ノンケア体操」出演中)

▼申込み方法 必要事項(氏名・住所・電話番号)を明記の上、函・ハガキ・メールにて1月17日(火)までにお申し込みください。なお、年末年始をはさみますので、お早めにお申し込みください。

▼申込み先・問い合わせ先 宇都宮市中央2-1-16

〒320-0806 関東農政局栃木農政事務所

消費生活課

☎028(933)3311

FAX 028(933)4073

E-mail =

syouhianzen\_tochiginouse

i@kanto.maf.go.jp

i@kanto.maf.go.jp



善意銀行 (敬称略)



上三川町女性団体連絡協議会

10,000円(第14回)

上三川町赤十字奉仕団

30,000円(第22回)

七宝焼 彩の会

17,900円(第18回)

上三川町消費者友の会

5,000円(第19回)

J Aうつのみや青果物専門部

連絡協議会

20,513円(第4回)

茶房倶楽部

3,000円(第15回)

アーデン上三川

8,230円(第2回)

ふくべ教室

10,000円(第30回)

上三川チャリティゴルフ実行委員会

30,000円(第22回)

【つりむす運基金】

棒針教室

2,000円(第4回)

上三川町シルバー人材センター

2,480円(第2回)

パッチワークキルトサークル

ハーモニ

15,000円(第12回)

社協登録ヘルパー

4,657円(第2回)

匿名 4,000円

上小地区社会福祉協議会

5,000円(第4回)

生命の貯蓄体操普及会上三川支部

10,000円(第12回)

上三川町建設事業協同組合

21,350円(第12回)

陶芸講座

20,000円(第30回)

匿名 1,077円

雄飛会

30,000円(第8回)

上三川経友会

36,715円(第12回)

勝姫稻荷神社費銭箱

1,209円(第74回)

※【 】内は指定払出先 寄付時、用途の指定がある場合は、指定先に払い出します。

皆さんの、あたたかいご支援をありがとうございます。